

## 西村あさひ法律事務所

## 安全保障投資審査アップデート

## 外資による対カナダ投資の安全保障審査を強化するカナダ投資法の改正法案

北米、独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年1月30日号

執筆者:

E-mail✉ [桜田 雄紀](#)E-mail✉ [杉本 清](#)

2022年12月7日、カナダ政府は、外国からの対カナダ投資について定める、カナダ投資法(Investment Canada Act)の改正法案(Bill C-34、以下「本法案」という。)をカナダ議会連邦議会の下院に提出した<sup>1</sup>。本法案は、投資に関する国家安全保障審査の現代化法(National Security Review of Investments Modernization Act)とも呼ばれるもので、カナダ投資法における外国からのカナダ事業への投資に対するカナダ政府による国家安全保障審査の枠組みをアップデートすることを主な目的としており、概要以下の内容を含んでいる。カナダのイノベーション・科学・産業大臣(Minister of Innovation, Science and Industry、以下「イノベーション・科学・産業大臣」又は単に「所管大臣」という。)によると、本法案は、2009年の国家安全保障審査手続の導入後における最も重要な改正と位置づけられている。

- 特定分野への投資実行に関する事前届出の要求
- 所管大臣による国家安全保障審査の権限強化
- 手続きの不遵守に対する罰則の強化
- 国家安全保障審査中に暫定条件を付与する権限を所管大臣に付与
- 投資家により提出される国家安全保障リスクを軽減するための一定の誓約事項を所管大臣が受け入れることを可能とする規定を整備
- 国家間の情報共有の強化
- 司法審査手続における機密保持の強化

本法案が成立すると、とりわけ、カナダに新規投資を行う外国企業にとっては、投資実行に当たり必要となる事前届出の範囲が拡大することが見込まれることから、カナダを投資対象とする日本企業にとっても大きな影響があると考えられる。そこで、本稿では、現行のカナダ投資法(以下現行のカナダ投資法を特に「現行法」という。)に基づく外国投資審査制度の概要を解説するとともに<sup>2</sup>、本法案の概要を紹介する。

## 1. 現行法の制度概要

### (1) カナダ投資法について

カナダ投資法は1985年の成立以降、数次の改正を経ている。同法は、2009年以前は、外国からの対カナダ投資に関して、カナダに純利益(net benefit)をもたらす投資であるかを審査することを目的としていたところ、2009年に行われた法改正により、純利益の観点からの審査に加えて、国家安全保障の観点から審査する枠組みも追加された。

今回の本法案は、純利益に関する審査ではなく、国家安全保障に関する審査の観点から、審査の枠組みを現代化することを主な目的としている。

<sup>1</sup> <https://www.canada.ca/en/innovation-science-economic-development/news/2022/12/government-of-canada-to-modernize-the-investment-canada-act.html>

<sup>2</sup> なお、本稿では、本法案の概要の説明に必要な範囲で、国家安全保障審査を中心に解説を行っており、制度全体を包括的かつ網羅的に説明するものではないことに留意されたい。

## (2) カナダ投資法に基づくカナダ政府による投資審査

現行法に基づき、外国からの対カナダ投資については、①出版、新聞、テレビ放送等の文化事業以外を対象とするカナダへの純利益を判定する審査(以下「純利益審査」という。)、②文化事業を対象とするカナダへの純利益を判定する審査(以下「文化審査」という。)及び③国家安全保障の観点からの審査の3つの審査の種類に分類することができると思われる。

- ① 純利益審査は、非カナダ人(non-Canadian)である投資家が、カナダ事業(Canadian business)の拠点を設立する場合や、カナダ事業の支配権を直接的又は間接的に取得する場合であって、投資金額が一定の閾値を超える場合に対象となる。当該投資がカナダに対する純利益(net benefit)をもたらすかどうかにより、投資の可否が判定される。
- ② 文化審査は、純利益審査のうち、非カナダ人である投資家が、出版、新聞、テレビ放送等の文化事業(cultural business)であるカナダ事業の拠点を設立する場合や、同事業の支配権を直接的又は間接的に取得する場合であって、投資金額が一定の閾値を超える場合に対象となる。
- ③ 国家安全保障審査は、純利益審査及び文化審査とは異なり、非カナダ人によるカナダ事業へのあらゆる投資が対象となり、金額による数値基準は存在せず、政府は、国家安全保障(National Security)上の懸念がある外国投資に関しては、いかなる投資に対しても審査を実施し得るものとされている。審査の結果として、政府が国家安全保障上の問題があると結論づけた場合には、政府は外国投資家に対して、投資の実行を認めないことや、投資が実施済みである場合には持分の売却を命じることができる。

なお、非カナダ人とは、カナダ人(Canadian)ではない個人、政府又は事業体をいい、カナダ人とは、カナダ国民、カナダの継続的居住者、カナダ政府及び関連法人並びにそれらのコントロール下にある事業体を指す(現行法3条)。カナダ事業とは、カナダで行われる事業であって、①カナダに事業所を有し、②カナダにおいて個人を雇用し又はカナダにおける個人事業主を起用しており、かつ、③当該事業に利用されるカナダの資産を有するものをいう(現行法3条)。そして、支配権の取得は、①カナダで設立された法人の議決権取得、②カナダで事業を行う法人以外の事業体の議決権取得、③カナダにおける事業の全部若しくは実質的に全部の資産の取得、又は、④カナダで事業を行う事業体に対する直接的若しくは間接的な支配権を有する事業体の議決権取得のいずれかを通じて行われる(現行法28条1項)。なお、事業体(entity)とは、法人(corporation)、パートナーシップ(partnership)、信託(trust)又はジョイントベンチャー(joint venture)を意味する(現行法3条)。

ここで、「支配」の意義が問題となるが、まず、直接的な支配とは、以下に掲げる場合をいう(現行法28条2項(b))。

- ある者が、他の法人の過半数の議決権を保有する場合又は他の法人の1/3以上の議決権を保有することにより事実上のコントロールを有する場合
- ある者が、法人以外の他の事業体の過半数の議決権を保有する場合

次に、間接的な支配とは、親会社の子会社を通じて孫会社を支配する場合のように、ある事業体に対して直接的な支配権を有する者に対する支配権を有する者は、当該他の事業体に対する間接的な支配権を有することになる(現行法28条2項(a))。

## (3) 各審査の概要

### ① 純利益審査

前記のとおり、非カナダ人である投資家が、カナダ事業の拠点を設立する場合や、カナダ事業の支配権を直接的又は間接的に取得する場合であって、投資金額が一定の閾値を超える場合には、純利益審査の対象となり、事前審査を通じて許可を得る必要がある。純利益審査の結果として、審査対象の投資が、カナダに純利益をもたらすものではないと判断された場合には、投資は許可されない。また、純利益審査は事前審査であるため、同審査をクリアする前に投資を実行することは認められない(現行法16条)。

ここでいう閾値は、カナダ事業の取得形態が直接的な支配権の取得か間接的な支配権の取得か、投資対象の事業が文化事業(後述)であるかどうか、取得時の売主・買主がWTOの加盟国に所在する者であるか、投資家が国営企業であるか民間企業であるか、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)その他の経済連携協定に加盟している国に所在する者であるかどうか、といった様々な要素により閾値が異なる。詳細は次ページのとおりである(現行法14条以下)。

	直接的な支配権の取得	間接的な支配権の取得
① 文化事業の取得 ※文化審査の場合	500 万カナダドル	5,000 万カナダドル
② ①でない場合で、投資家も、投資実行の直前時点における投資対象のカナダ事業を支配する者も、いずれも WTO の加盟国に所在する者でない場合	500 万カナダドル	5,000 万カナダドル
③ ①でも②でもない場合	a. 投資家が国営企業:4 億 5,400 万カナダドル b. 投資家が以下 c.以外の民間企業:11 億 4,100 万カナダドル c. 投資家が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)その他一定の経済連携協定に加盟している国に所在する民間企業:17 億 1,100 万カナダドル	純利益審査の対象外

例えば、CPTPP 加盟国である日本の民間企業が、株式譲渡の方法によって、カナダの文化事業以外の事業の支配権を売主から直接取得するようなケースであれば、対象事業が文化事業ではないために上表①には該当せず、また、買主が日本企業であるため、売主の所在国に関わらず、上表②も該当しない。したがって、上表③に該当し、直接的な支配権の取得であるため、2022 年の閾値<sup>3</sup>は 17 億 1,100 万カナダドルである<sup>4</sup>(なお、閾値の算出式には経済指標が用いられており、毎年変動するところ、2023 年の閾値は本日現在公表されていない。)<sup>5</sup>。

## ② 文化審査

非カナダ人である投資家が、文化事業であるカナダ事業の拠点を設立する場合や、同事業の支配権を直接的又は間接的に取得する場合には、文化審査の対象となる。文化事業とは、書籍、雑誌、定期刊行物、新聞、映画、映像記録物、音楽等に関する製造、出版、頒布、販売、展示に関する事業や、大衆向けのテレビ放送やラジオ放送に関する事業をいう(現行法 14 条 6 項)。

対象が文化事業である場合には、前記の表のとおり、投資金額の閾値が、他の事業を取得する場合と比べて低く設定されていることがポイントである。文化審査は、イノベーション・科学・産業大臣が主担当を務める純利益審査とは異なり、カナダ文化遺産大臣(Minister of Canadian Heritage)が主担当を務める。同大臣による審査の結果、カナダに対する純利益をもたらす投資である場合に、投資が許可される。

## ③ 国家安全保障審査

2009 年の法改正により、外国投資に関する国家安全保障審査の枠組みが追加された(現行法第 IV.1 章)。国家安全保障審査は、純利益審査や文化審査とは異なる趣旨及び仕組みのもとに運用されており、審査対象が異なっている。すなわち、非カナダ人によって行われる、支配権の移転を伴わないマイノリティ投資を含む一切のカナダ事業への投資が対象となっており(現行法 25.1 条)、また、純利益審査や文化審査とは異なり特設の閾値も設定されていない。当局は、国家安全保障上の懸念がある外国投資に関しては、いかなる投資に対しても審査を実施し得るものとされている(現行法 25.2 条 1 項)。審査の結果として、政府が国

<sup>3</sup> <https://ised-isde.canada.ca/site/investment-canada-act/en/thresholds>

<sup>4</sup> 1 カナダドル=97 円とすると、約 1,660 億円

<sup>5</sup> 純利益審査の枠組みで投資が不許可とされた事案としては、2008 年の MacDonald, Dettwiler and Associates 社(現 MDA 社)の買収不許可事案が挙げられる。本事案では、米国の Alliant Techsystems 社が、カナダで宇宙関連事業を展開する MacDonald, Dettwiler and Associates 社を買収しようとしたところ、純利益審査の枠組みによって、当該買収はカナダに純利益をもたらすものではないとの結論により、不許可とされている。報道によれば、カナダ政府が当該決定を下した背景として、当該買収によって国防上の重要技術が流出する懸念があったのではないかとされている(<https://www.cbc.ca/news/science/govt-confirms-decision-to-block-sale-of-mds-space-division-1.698584>)。

家安全保障上の問題があると結論づけた場合には、外国投資家に対して、投資の実行を認めないことや、投資が実施済みである場合には持分の売却を命じることができる(現行法 25.4 条)。

国家安全保障審査の流れとしては、当局が外国投資を把握した日(純利益審査や文化審査の申請を受けた日や、後述する事後通知を受けた日)から、原則として 45 日以内に、審査に進むかどうかを判定される(現行法 25.2 条 1 項及び関連規則<sup>6</sup>)。審査に進む場合、一次審査として、45 日以内に、Governor-in-Council による二次審査に進むかどうかを判定する(現行法 25.3 条 1 項及び関連規則)。二次審査では、長ければ 110 日間程度の審査が行われた上、前記のとおり、最終的に投資の実行を認めないことや、投資が実施済みである場合には持分の売却を命じることができる(現行法 25.4 条)。以上を合計すると、長い場合には 200 日程度の審査期間を要する。

このような制度に対して、実務上は、事前に国家安全保障上の問題がないことを確認した上で安全に投資を実行したいというニーズが存在していた。とりわけ、後述する事後通知の対象ですらないマイノリティ投資であっても、国家安全保障審査の対象となり得ることから、このようなマイノリティ投資を行う投資家にとって、かかるニーズは大きなものであった。このため、カナダ政府は 2022 年 8 月 2 日より任意の事前届出制度を新たに導入した<sup>7</sup>。この新制度により、任意の事前届出を受理した当局は、45 日以内に、投資家に対して国家安全保障上の懸念があるかどうかを通知する義務を負うこととなった。他方で、任意の事前届出が出されなかった場合には、当局は、投資実行から 5 年間は、国家安全保障上の問題があると考える場合に審査を開始する権限を有することも、併せて確認された。

なお、いかなる場合に、国家安全保障上の懸念がある非カナダ人による投資に該当するかについては、法律上は特段の言及がなされていないが、イノベーション・科学・産業大臣が 2021 年 3 月 24 日付で公表した国家安全保障審査に関するガイドライン<sup>8</sup>によれば、国防、機微技術<sup>9</sup>やノウハウの国外への流出、重要な物資やサービスの供給、重要鉱物やそのサプライチェーン、重要インフラの安全性、インテリジェンスや法執行への影響、機微な個人データへのアクセス等への潜在的な影響などが、審査に当たり考慮する事項として列挙されており、これらの事項に該当する場合は可能な限り早い段階で当局にコンタクトするように勧めている。

また、国家安全保障審査に関するガイドライン以外にも、カナダ政府は、相次いで審査に関する指針を公表している。まず、2020 年 4 月 18 日、新型コロナウイルスのパンデミックに対応するため、民間企業による公衆衛生に関する事業及び重要物品の物流に関する事業への投資と、国有企業や外国政府と緊密なつながりを有する投資家等による投資については、新型コロナウイルスのパンデミックから経済が回復するまでの間、純利益審査及び国家安全保障審査の双方の観点から厳格な審査を行う方針を公表した<sup>10</sup>。次に、2022 年 3 月 8 日には、同年 2 月に勃発したロシアのウクライナ侵攻を受け、ロシアからの投資については厳格な審査を行う方針を公表した<sup>11</sup>。さらに同年 10 月 28 日には、カナダの重要鉱物セクターで事業を行うカナダ事業への、外国の国有企業又は外国の影響を受けた投資家の参加は、カナダの国家安全保障に害を及ぼす可能性があるとして信じる合理的な理由があるとみなす等の方針を公表している<sup>12</sup>。

<sup>6</sup> <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/sor-2009-271/page-1.html>

<sup>7</sup> <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2022/2022-06-22/html/sor-dors124-eng.html>

<sup>8</sup> <https://ised-isde.canada.ca/site/investment-canada-act/en/guidelines/guidelines-national-security-review-investments>

<sup>9</sup> 機微技術としては、以下の 15 の分野が包括的でないリストとして挙げられている(Annex A)。

①先端材料と製造、②海洋先端技術、③先端計測・監視技術、④先端兵器、⑤航空宇宙、⑥人工知能(AI)、⑦バイオテクノロジー、⑧エネルギー生成・貯蔵・伝送、⑨医療技術、⑩ニューロテクノロジーとヒューマンマシンインテグレーション、⑪次世代コンピューティングとデジタルインフラストラクチャ、⑫位置・ナビゲーション・タイミング(PNT)、⑬量子サイエンス、⑭ロボティクスと自律システム、⑮宇宙技術

<sup>10</sup> <https://ised-isde.canada.ca/site/investment-canada-act/en/ministerial-statements/policy-statement-foreign-investment-review-and-covid-19>

<sup>11</sup> 当該政府方針では、投資家が直接的又は間接的にロシアに関連するか、又はロシアの影響を受け得る個人又は事業体と関係があると判断される場合には、当該投資はカナダの国家安全保障上の問題があると信じるべき根拠があるとしている(<https://ised-isde.canada.ca/site/investment-canada-act/en/policy-statement-foreign-investment-review-and-ukraine-crisis>)。

<sup>12</sup> <https://ised-isde.canada.ca/site/investment-canada-act/en/ministerial-statements/policy-regarding-foreign-investments-state-owned-enterprises-critical-minerals-under-investment>

#### (4) 事後の通知が必要な場合

現行法においては、非カナダ人である投資家が、カナダ事業の拠点を設立する場合や、カナダ事業の支配権を直接的又は間接的に取得する場合には、当該投資家は、当局に対して、遅くとも投資完了から 30 日以内に通知を行う必要がある(現行法 11 条、12 条)。この事後通知には、特段の閾値は設定されておらず、前記の条件に当てはまる全ての投資について、事後通知の義務が生じるが、他方、支配権の取得に至らないマイノリティ投資であれば、原則として<sup>13</sup>通知義務は生じない。

なお、公表のアンニュアルレポート<sup>14</sup>によれば、2021-2022 年度(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)においては、1,247 件の通知が行われている。

#### (5) 間接的な支配権の取得の場合

前記のとおり、非カナダ人によるカナダ事業の間接的な支配権の取得であっても、投資金額に関わらず事後通知の対象となり、また、投資金額が閾値を超える場合には文化審査の対象となる<sup>15</sup>。さらに、国家安全保障審査については、支配権の取得が生じない場合であっても、審査対象となる。こうしたことから、特に複数国に跨がる M&A 案件等では、カナダ事業に対する間接的な投資が行われた結果として、カナダ投資法上の対応が必要となるかどうか、留意が必要となる。

例えば、日本法人 A 社が、カナダ法人 B 社の議決権の過半数を取得する場合には、直接的な支配権の取得となるのに対して、日本法人 A 社が、カナダ法人 B 社の議決権の過半数を取得する米国法人 C 社の議決権の過半数を取得する場合には、間接的な支配権の取得となる。後者のような、直接的にはカナダ法人を対象としない M&A 案件であっても、カナダ法人の間接的な取得となるため、前記のとおり、国家安全保障審査の対象になり、また「カナダの事業体の支配権の間接的に取得する場合」に該当するため、事後通知が必要となる。さらに、カナダ法人 B 社の事業が文化事業であって、投資金額が閾値を超える場合には、文化審査の対象にもなる。

このように、特に複数国に跨る M&A 案件等を実行する場合においては、カナダ投資法の対象となるかどうかを注意深く検討する必要がある。

## 2. 直近の国家安全保障審査の状況

前記のアンニュアルレポートによれば、2021-2022 年度では、国家安全保障審査として、24 件について審査対象となった。このうち 9 件は審査を通過し、3 件は申請が取り下げられ、残る 12 件が続くカナダ総督(Governor-in-Council)による二次審査(現行法 25.3 条)へと進んだ。二次審査まで進んだ 12 件にかかる外国投資家の最終親会社(Ultimate Controller)の国別内訳は以下のとおりである。

- 中国:6 件 (うち 3 件は通過、2 件は取下げ、1 件は審査中)
- ロシア:4 件 (うち 3 件は通過、1 件は取下げ)
- ヨルダン:1 件 (取下げ)
- フィンランド:1 件 (通過)

2021-2022 年度においては、前記のとおり 1 件の審査中の案件があるが、投資不許可や持分売却命令が決定した案件はない。なお、2017-2018 年度から、2021-2022 年度の 5 年度合計では、70 件の審査が行われ、うち 39 件が二次審査へと進み、最終的には 2 件の投資不許可決定と 7 件の持分売却命令が下されている。

直近では、カナダ政府は 2022 年 11 月 2 日付けで、中国系企業 3 社に対して、国家安全保障審査の結果として、カナダの重要

<sup>13</sup> マイノリティ投資であっても、文化事業への投資や、国営企業による投資等、一定の場合には、出資比率に関わらず当局の裁量によって支配権の取得があると認定される可能性がある(現行法 28 条 4 項、6.1 項)。

<sup>14</sup> <https://ised-isde.canada.ca/site/investment-canada-act/en/annual-report-2021-2022>

<sup>15</sup> 厳密には、投資家も、投資実行の直前時点における投資対象のカナダ事業を支配する者も、いずれも WTO の加盟国に所在する者でない場合には、純利益審査の対象ともなり得る。もっとも、日本は WTO の加盟国であることから、日本企業の観点からは通常は審査の対象とはならないように思われる。

鉱物資源企業の株式について持分売却命令(現行法 25.4 条)を発している<sup>16</sup>。政府発表によれば、カナダ政府は外国からの投資を引き続き歓迎しているものの、カナダの国家安全保障に脅威をもたらすものである場合や、カナダの重要鉱物のサプライチェーンを脅かすものである場合には、今後も厳格に審査を行う方針であるとしている。

### 3. 本法案に基づく各改正項目の概要

本法案によれば、国家安全保障審査の枠組みに関して、概要、以下のような改正が含まれる。

- 特定分野への投資実行に関する事前届出の要求

本法案のうち、特に重要な点としては、国家安全保障上の重要性を有すると考えられる特定分野への外資による投資実行に関して、事前届出制度が新設されることである。前記のとおり、従前は、カナダ事業への支配権を取得する外資による投資は事後通知の対象となっており、その中で一定の金額基準を超える投資が投資実行前の事前審査である純利益審査や文化審査の対象となっていたところ、金額基準を超えない投資は事前審査の対象ではなく、支配権を取得しない投資は事後通知の対象でもなかった。こうした事情を踏まえて、前記のとおり、2022 年 8 月 2 日より任意の事前届出制度が新設されたものの、当該制度は任意のものであり、当局が外国投資を事前に把握する制度としては必ずしも十分なものではなかった。

本法案によれば、特定の分野に対する一定の投資に関しては、事前届出が必要となり、所管大臣による承認が得られない限りは、投資実行を行うことはできなくなる。事前届出の対象となるのは、具体的には、①非カナダ人である投資家が特定分野の事業を営むカナダ事業の全部又は一部の権利を取得する場合で、②当該投資家が重要な非公開技術情報や重要資産へのアクセスが可能となり、かつ、③当該投資家が取締役選任又は指名する権限その他一定の重要権限を有することになる場合等であり、「特定分野」に対する投資であることに加えて、経営への一定の関与が条件となっており、経営に関与しないパッシブな投資は対象とならない(本法案 2 条)。

また、現段階では、本法案には「特定分野」、「非公開の技術情報」、「重要資産」の具体的な内容は明記されておらず、今後制定されると思われる下位の規則やガイドラインに詳細が定められる予定である。前記 1(3)のいくつかのガイドラインにおいて厳格審査の対象となる分野として言及される、国防、センシティブ技術、重要鉱物等が、事前届出の対象となる「特定分野」によりカバーされ、また、「非公開の技術情報」、「重要資産」についても、現行のガイドラインと整合的に規定されることが予想されるが、現段階ではまだ明らかではない。

- 所管大臣による国家安全保障審査の権限強化

本法案によれば、イノベーション・科学・産業大臣の権限が強化され、現行法ではカナダ総督による審査で要求される手続きの一部を、同大臣の審査対象に移管することが想定されている。これにより、同大臣が国家安全保障上の問題点をより時間をかけて検討することが可能となる。

- 手続きの不遵守に対する罰則の強化

現行法では、事後通知や、事前審査のための申請を行わなかった場合など、手続きの不遵守に対して 1 日当たり最大 1 万カナダドルの罰金が想定されているところ、本法案ではカナダ投資法の不遵守について 1 日当たり最大 2 万 5 千カナダドルの罰金に引き上げられる予定である。さらに、本法案により導入される義務的な事前届出を提出しなかった場合においては、50 万カナダドル又は規則で定める金額を上限とする罰金を課すことも可能となる(本法案 21 条 3 項)。

- 国家安全保障審査中において暫定条件を付与する権限を所管大臣に付与

本法案では、国家安全保障審査中に安全保障への影響が生じることを防ぐために、所管大臣が国家安全保障の観点から必要と考える場合には、審査対象の投資について、暫定的な条件を課すことが可能となる。

<sup>16</sup> <https://www.canada.ca/en/innovation-science-economic-development/news/2022/10/government-of-canada-orders-the-divestiture-of-investments-by-foreign-companies-in-canadian-critical-mineral-companies.html>

- 投資家により提出される国家安全保障リスクを軽減するための一定の誓約事項を所管大臣が受け入れることを可能とする規定を整備

本法案では、国家安全保障上のリスクを軽減するために、投資家が提出する誓約事項を所管大臣が受け入れることが可能となる。現行法では、このような誓約事項は、カナダ総督の命令によってのみ行うことができる。誓約事項としては、例えば、投資の対象となるカナダ事業の保有する技術情報や機微な個人情報の流出を防ぐための情報セキュリティのための社内規則の制定、カナダ国籍やセキュリティクリアランスを有するものみの機微情報へのアクセス権の付与、当局による監査、当局に対する定期報告等の実施が求められることなども予想される。

- 国家間の情報共有の強化

現行法では、カナダ政府による外国投資審査に関する情報については、秘密保持が求められており、外国政府との間の情報共有を可能とする規定が存在していない。本法案では、所管大臣が外国の政府や関連機関との間で、投資審査を実施する目的(例えば、複数の法域で行われる安全保障の問題が生じ得る投資の際に情報共有することが想定される。)で、情報を共有することが可能となる。

- 司法手続における機密保持の強化

本法案によれば、司法手続において、裁判官は、所管大臣の要求により、機密情報を投資家やその代理人を含めて、非公開とすることが認められるようになる。裁判官は、情報を公開することが国家安全保障の観点から好ましくないと判断する場合には、非公開とすることが可能となる。

#### 4. 日本企業への影響・示唆

本法案は、国家安全保障の観点の投資投資審査について、一定の種類の投資について義務的な事前届出の対象を拡大することや、国家間の投資審査に関する情報共有を可能とすることなどを内容とするものであり、2020年2月に最終規則が施行された<sup>17</sup>、CFIUS(対米外国投資委員会)の権限を強化する米国のFIRRMA(外国投資リスク審査現代化法)<sup>18</sup>、英国で昨年より施行された国家安全保障・投資法(National Security and Investment Act)<sup>19</sup>、EU規則に基づくEU加盟国各国の制度整備<sup>20</sup>、日本の2020年5月より施行された外国為替及び外国貿易法の改正<sup>21</sup>など、各国で行われている外国資本による投資に対する審査制度の強化・ファインチューニングの内容と軌を一にするものといえる。

本法案は下院に提出された段階であり、法案審議の過程で修正される可能性もあるが、今後はカナダへの直接又は間接の投資について、国家安全保障審査の観点から、義務的な事前の届出が必要となる対象が拡大することが見込まれる。日本企業にとっても、カナダへの投資又はカナダが関連する投資の実行(1.(5)の間接投資の場合にも留意が必要である。)を検討している場合や、投資の実行に向けた取引のスケジュール等にも影響を与え得ることから、今後の法案の動向を注視していく必要があるだろう。

<sup>17</sup> なお、同年10月に当該規則はさらに改正されている。

<sup>18</sup> 当事務所のニューズレター[2018年11月号](#)、[2019年5月号](#)、[2019年11月27日号](#)及び[2022年9月22日号](#)参照。

<sup>19</sup> 当事務所のニューズレター[2022年11月2日号](#)参照。

<sup>20</sup> 当事務所のニューズレター[2022年9月28日号](#)参照。

<sup>21</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/press\\_release/kanrenshiryou01\\_20200424.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/kanrenshiryou01_20200424.pdf)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 